平成２９年（フ）第３１３５号
東京都北区浮間２丁目３－９－204
債務者　村上　丈敏
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１３６号
東京都八王子市館町1870―109
債務者　阿比留春江
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１３８号
東京都中野区中央１丁目28―14―202
債務者　本宿　利典
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１４２号
東京都中野区新井２丁目40－４－202
債務者　山下　安紀
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１４３号
東京都町田市成瀬５丁目８―20―103
債務者　湯本　幸弘
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１４４号
東京都板橋区中丸町29―５―303
債務者　本田　倫夫
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１４９号
東京都世田谷区羽根木２丁目18―９―202
債務者　松下　克己
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８号
東京都八王子市石川町219番地１ヴェルデⅡ201号
債務者　井関　健志
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３０８２号
東京都練馬区富士見台３丁目28―23―201
債務者　中野　良彦
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１号
静岡県浜松市南区渡瀬町363番地の24
債務者　中津川洋子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７７９号
横浜市瀬谷区中央１番地６　第５白鳳ビル406
債務者　佐伯　正巳
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０４号
横浜市戸塚区影取町1730番地６　コーポジョイ201号
債務者　金子ひろみ
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５７号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１―216号
債務者　藤村健太郎
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１４号
群馬県館林市大街道１丁目11番２号
破産者　株式会社ニットファッションしんどう
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２号
千葉県山武郡横芝光町宮川11911番地６
破産者　大木　啓輔
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
石川県小松市上牧町ハ172番地
破産者　株式会社物流チショウ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部